

令和4年度 第2回鴻巣市環境審議会 次第

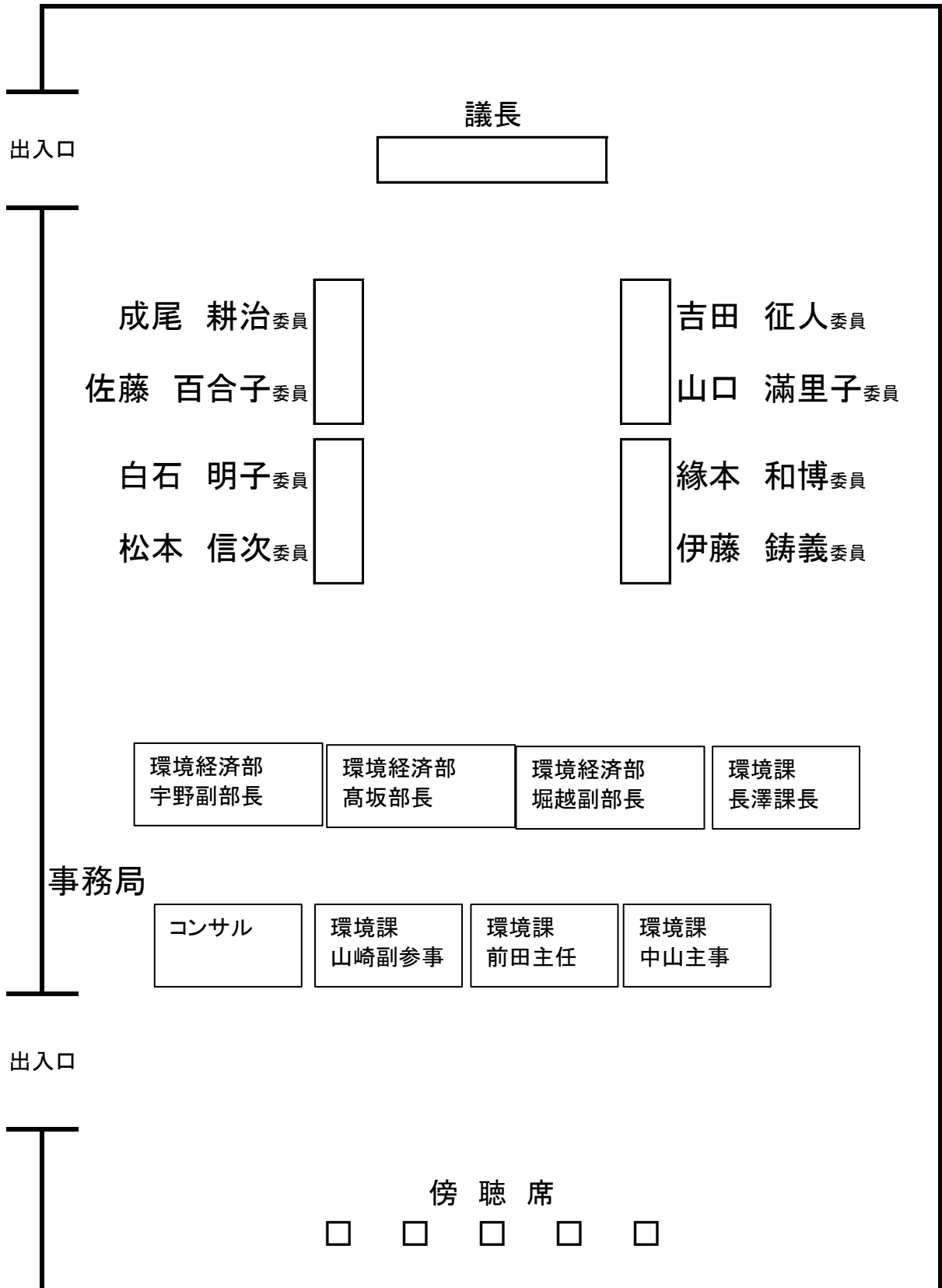
日 時：令和4年11月22日（火）

午前10時30分～

場 所：会議室棟1001会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事 （1）地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の骨子（案）について
- 4 その他（事務連絡等）
- 5

鴻巣市環境審議会 座席表



改正

平成15年3月14日条例第1号

平成17年9月22日条例第137号

平成21年3月13日条例第1号

平成25年3月28日条例第19号

平成27年3月27日条例第1号

鴻巣市環境審議会条例

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づき、鴻巣市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境保全の基本的事項に関すること。
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制及び一般廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理に関すること。
- (3) その他前2号で必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関を代表する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成7年2月1日から施行する。

2 鴻巣市公害対策委員会条例（昭和44年鴻巣市条例第25号）は、廃止する。

附 則（平成15年条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第137号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第19号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

鴻巣市環境審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

選出区分	団体等名称	氏名	ふりがな	備考
識見者	埼玉県環境科学国際センター 研究所長	大原 利眞	おおはら としまさ	
	鴻巣市立小・中学校長研究協議会 鴻巣市立鴻巣北小学校長	藤村 郁夫	ふじむら いくお	
行政関係機関	国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所 河川環境課長	野口 典孝	のぐち のりたか	
	埼玉県環境部中央環境管理事務所 所長	成尾 耕治	なりお こうじ	
関係団体	一般社団法人鴻巣市商工会 女性部部長	佐藤 百合子	さとう ゆりこ	
	鴻巣市くらしの会 会長	白石 明子	しらいし あきこ	
	鴻巣市環境衛生連合会 役員	寺崎 孝雄	てらさき たかお	会長
	鴻巣市農業委員会 農業委員	松本 信次	まつもと のぶじ	
公募委員	公募委員	吉田 征人	よしだ ゆくひと	
	公募委員	山口 満里子	やまぐち まりこ	
	公募委員	縁本 和博	えんもと かずひろ	
	公募委員	池澤 喜久二	いけざわ きくじ	副会長
	公募委員	伊藤 鑄義	いとう かねよし	

任期：令和3年2月1日から令和5年1月31日まで

鴻巣市環境審議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鴻巣市環境審議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会場の都合により定めるものとする。

(傍聴の手續)

第3条 鴻巣市環境審議会の会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

2 傍聴希望者が第2条で定める定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する

(傍聴席への入場禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 前号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の禁止行為)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 私語、談話、拍手等を行うこと。

(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。

(4) 飲食又は喫煙を行うこと。

(5) 帽子をかぶること。

(6) 携帯電話を使用すること。

(7) 傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。

ただし、議長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会議を公開しない議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(議長の指示)

第7条 この規程に定めるもののほか、傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規程は、平成29年10月4日から施行する。

鴻巣市地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)

骨子 (案)

令和 年 月

目次

第1章 区域施策編策定の背景と基本的事項	1
1. 策定の背景および目的	1
2. 計画の位置付けと計画期間	2
3. 地球温暖化に関する動向	2
4. 区域の特徴	4
第2章 これまでの取組と評価	9
1. 進捗状況調査結果	9
2. アンケート調査結果	9
第3章 温室効果ガス排出量の推計	10
1. 温室効果ガスの現況推計	10
2. 温室効果ガスの現状すう勢（BAU）	11
第4章 計画全体の目標	12
1. 本計画の目標	12
2. 再エネポテンシャルと削減ポテンシャル	13
第5章 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策	15
1. 区域の各部門・分野での対策とそのための施策（仮）	15
第6章 脱炭素ロードマップ	15
第7章 推進体制・進捗管理	16

第1章 区域施策編策定の背景と基本的事項

1. 策定の背景および目的

地球規模で問題となっている地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとされています。

温暖化の原因は、わたしたちの日常生活から排出される温室効果ガスの影響が大きいとされており、温暖化を防止するためにはわたしたち一人ひとりが積極的に温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。

我が国は、2020年10月に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けて大きく動き出しました。

2021年4月には、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度と比較して46%削減する旨が公表され、同年10月には、これらの目標が位置づけられた地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

鴻巣市においては、平成30(2018)年3月に「鴻巣市環境基本計画」を策定し、当計画の取組の一部である地球温暖化防止に向けた低炭素社会の実現のための取組を「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」として位置づけ、市民・事業者・行政の協働により温室効果ガスの削減に向けた各種取組を進めてきました。

しかし、地球温暖化防止、近年の気候変動による国際的な動向や政府の削減目標の引き上げなどを踏まえると、これまで以上に地球温暖化対策を講じていく必要があります。

このような状況を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けて更なる取組が必要となっていることから、先人から受け継いだ美しい緑に彩られた風景を守り育み、次の世代へと引き継いでいくため、SDGsの理念のもと、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言」を令和3年10月1日に表明しました。これにより、脱炭素社会の実現に向けて本格的に動き出すために、これまでの地球温暖化対策に関する取組を見直し、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定します。

度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

（２） 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとにNDC（国が決定する貢献）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

2021年8月に公表された、IPCCの「第6次評価報告書第I作業部会報告書」では、「産業革命前からの世界平均気温の上昇は既に約1℃であり、今後20年のうちに1.5℃上昇に達する可能性がある」と指摘しています。

さらに、同年11月の国際連合気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求することを決意すると成果文書が採択されました。

（３） 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年10月には、これらの目標が位置づけられた地球温暖化対策計画の閣議決定がなされました。地球温暖化対策計画においては、我が国は、2030年、そして2050年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、2050年カーボンニュートラルと2030年度46%削減目標の実現は決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。

(4) 本市におけるこれまでの取組

「鴻巣市環境基本計画」における重点取組 2「エコライフを楽しみCO₂ CO₂減らします」として「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、低炭素化に向けた施策を講じてきました。

庁内進捗状況調査結果も踏まえ施策の一例などを記載

4. 区域の特徴

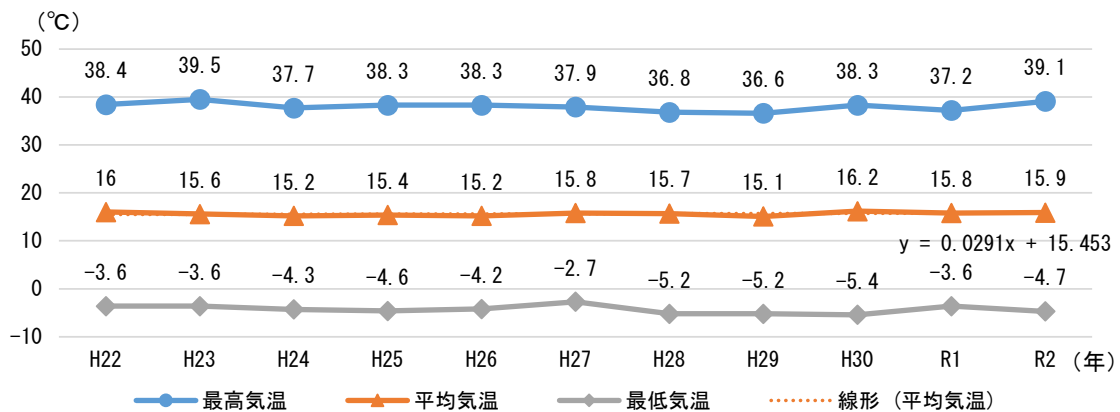
以下に示す本市の自然的・社会的条件を踏まえ、ゼロカーボン編に位置づけるべき施策の整理を行います。また、他の関係行政施策との整合を図りながら、地球温暖化対策に取り組むこととします。

(1) 地域の概要

本市は、埼玉県ほぼ中央に位置し、南西部には秩父山地を源流とする荒川が流れています。関東ローム層や荒川沖積層からなる肥沃な土地で、気候にも恵まれ、花卉や果樹などの栽培に適しています。

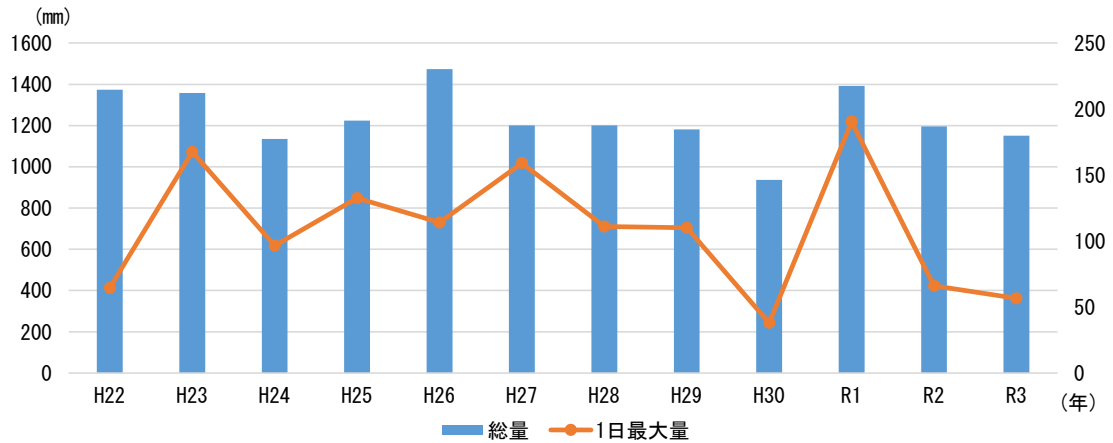
(2) 気候概況

本市周辺の気候は比較的温暖で、気温は平成 22 年から令和 2 年までの 10 年間では概ね横ばい傾向となっていますが、平均気温は僅かながら上昇傾向にあり、今後の動向に留意が必要です。年間降水量及び 1 日最大雨量は年によってばらつきが大きくなっています。



鴻巣市の最低気温・平均気温・最高気温の推移

出典：統計こうのす



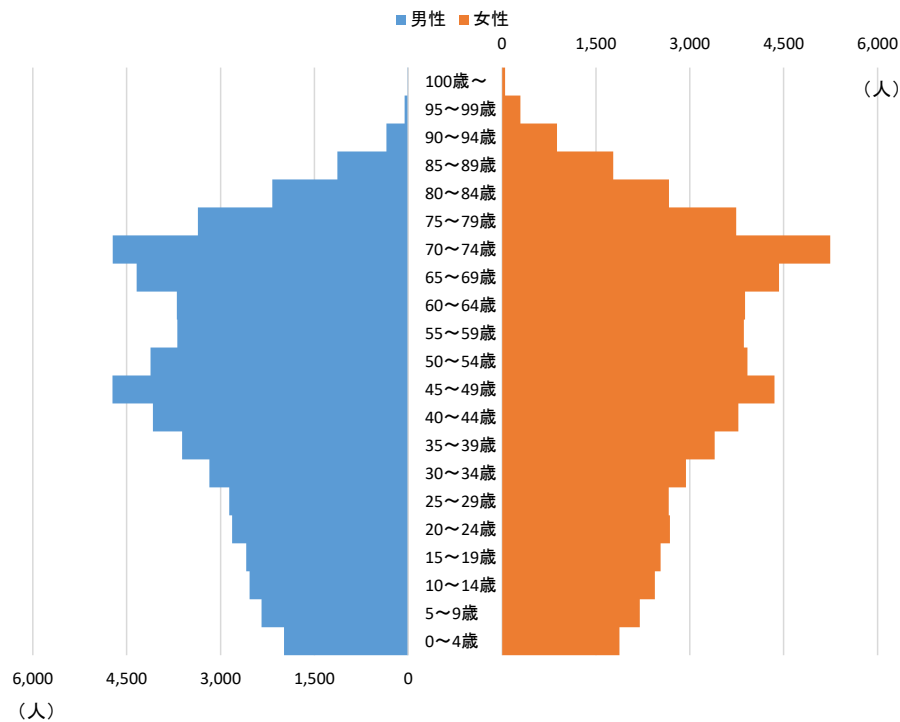
鴻巣市の年間降水量と1日最大量の推移

出典：鴻巣観測所における降水量の推移（気象庁）

(3) 人口推移・将来人口

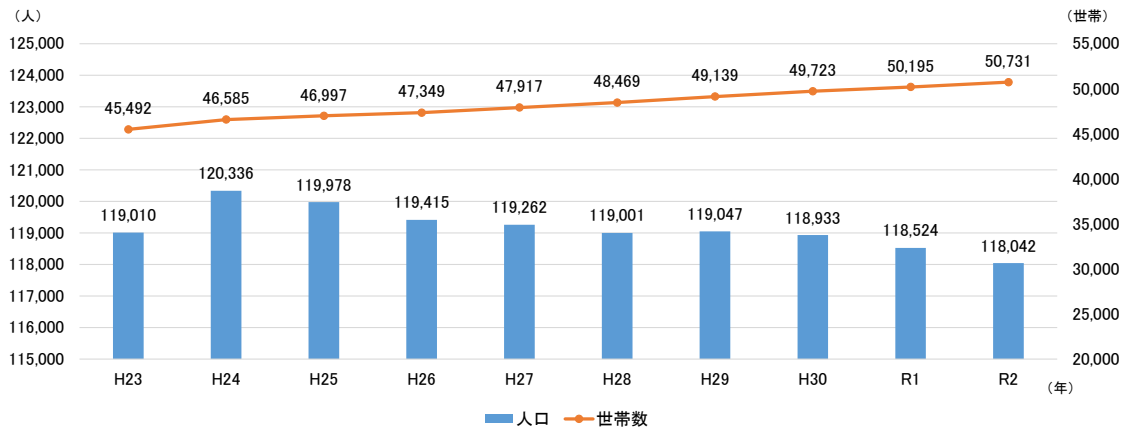
本市の人口は令和4年10月1日現在で、117,879人となっており、人口構成は少子化を示す「つぼ型」となっています。さらに人口は平成24年をピークに減少傾向にあります。世帯数は年々増加傾向にあることから、核家族化が進行していることがうかがえます。

鴻巣市人口ビジョンにおける将来人口推計でも、人口は減少し続ける見込みとなっています。



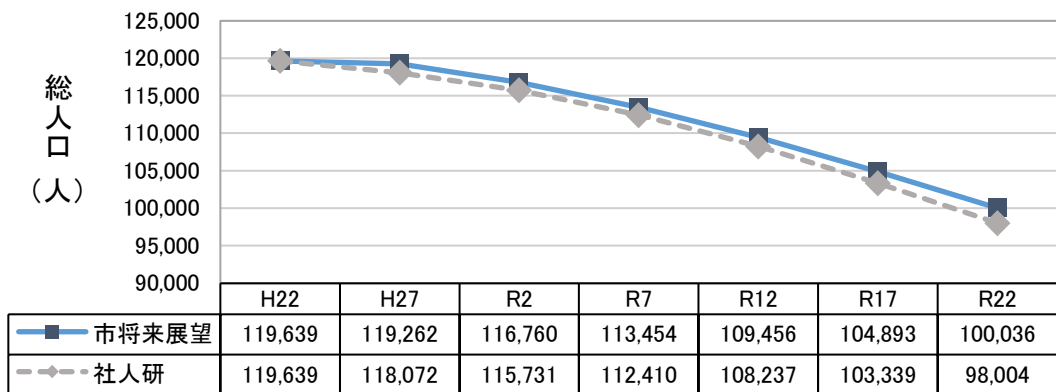
鴻巣市の人口構成

出典：統計こうのす（令和3年1月1日現在）



鴻巣市の人口と世帯数の推移

出典：統計こうのす



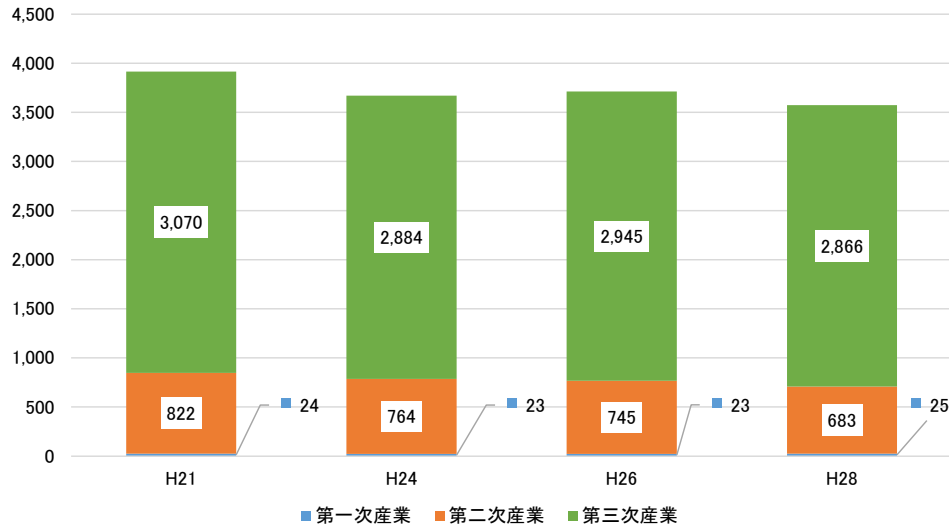
鴻巣市の将来人口推計

出典：鴻巣市人口ビジョン

(4) 地域の産業の動向

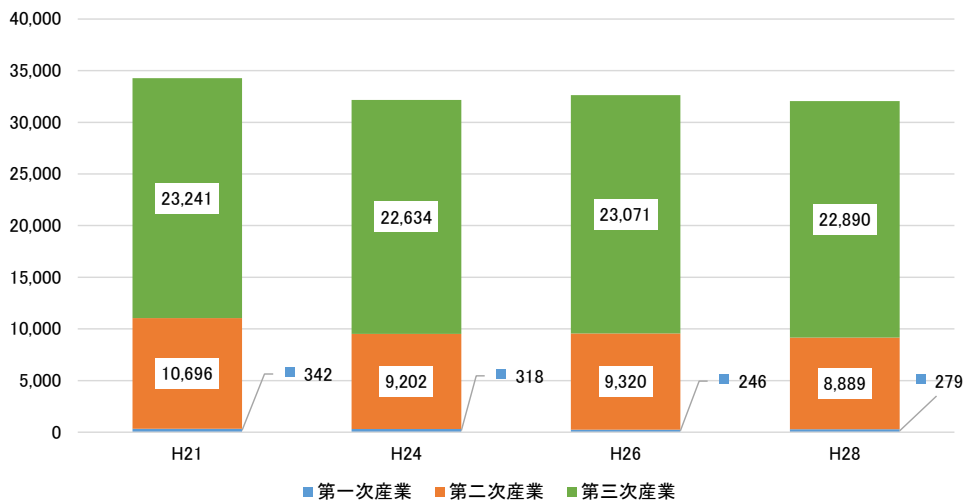
本市における3分類別の事業所数及び従業者数の推移をみると、第三次産業の割合が最も高くなっています。

第二次産業に含まれる製造業における製造品出荷額の推移をみると、微増減はありつつも増加傾向にあります。



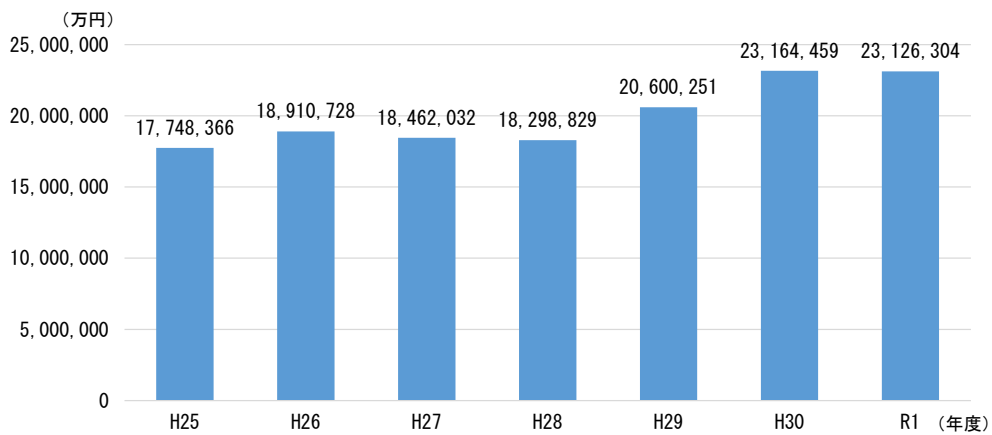
3分類別事業所数の推移

出典：経済センサス（総務省）



3分類別従業員数の推移

出典：経済センサス（総務省）

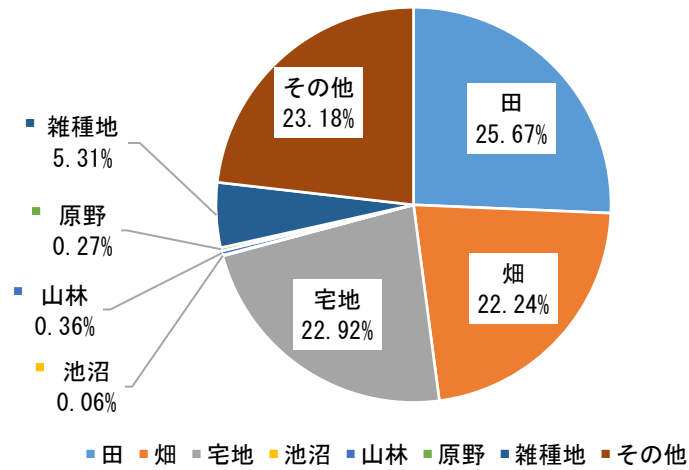


鴻巣市の製造品出荷額の推移

出典：工業統計（経済産業省）

(5) 土地利用状況

本市における地目別土地利用の割合をみると、田畑が約 5 割を占めており、農地が多く存在することがわかります。



令和3年1月1日現在における鴻巣市の地目別土地面積の割合

出典：統計こうのす

第2章 これまでの取組と評価

1. 進捗状況調査結果

庁内進捗状況調査結果がまとめり次第記載

2. アンケート調査結果

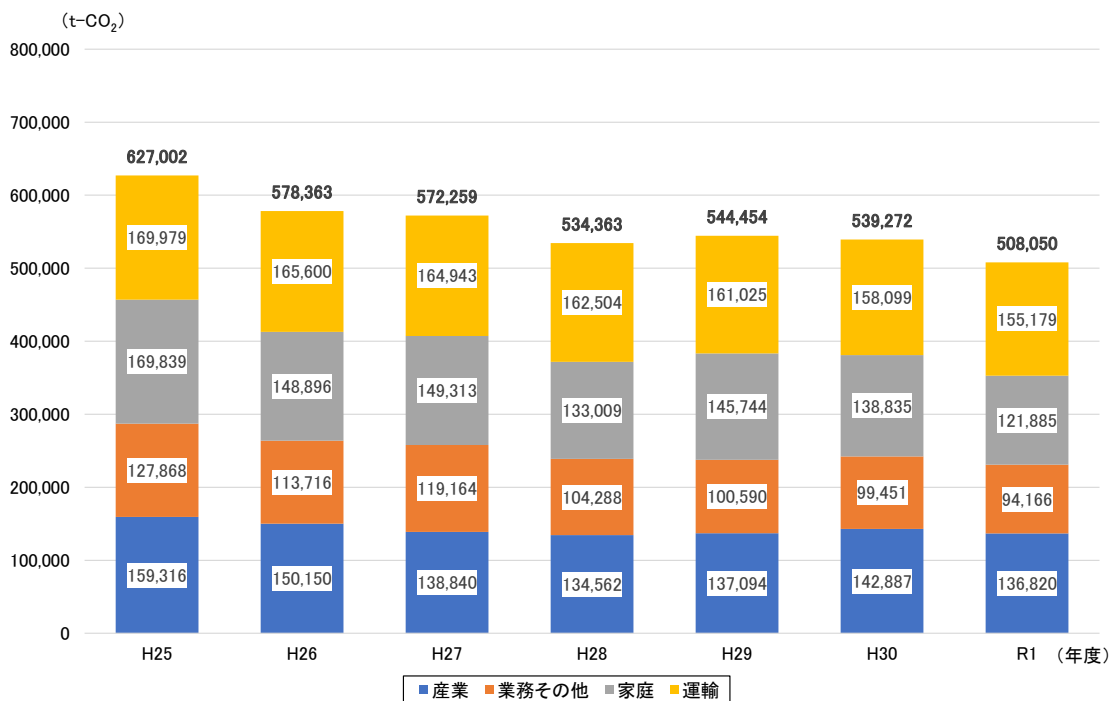
アンケート調査結果がまとめり次第記載

第3章 温室効果ガス排出量の推計

1. 温室効果ガスの現況推計

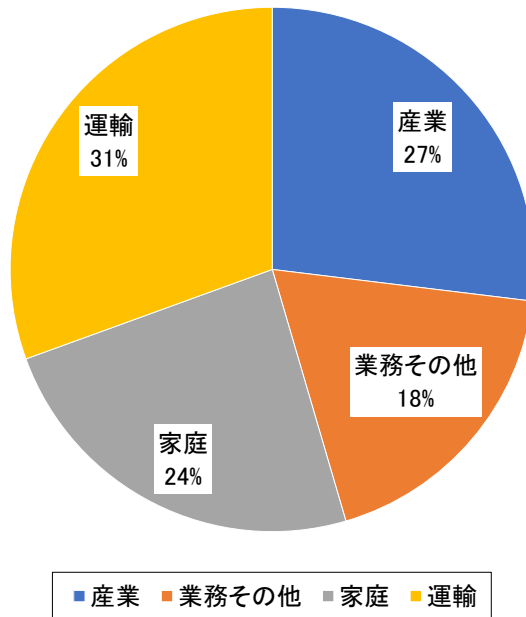
本市では、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて毎年度公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値を基に、ゼロカーボン編が対象とする部門・分野の温室効果ガスの現況推計を行います。現況推計結果は以下のとおりです。

本市における温室効果ガスの排出量は、基準年度である平成25（2013）年度をピークに、若干の増減を繰り返しながら減少傾向にあります。令和元（2019）年度における排出部門ごとの割合は、運輸部門が最も多く、次いで産業部門、家庭部門となっています。運輸部門では自家用車からの排出が主となっており、家庭部門との合計は5割以上となります。したがって、人々の日常生活の中から排出される温室効果ガスをいかに減らすかが課題となります。



鴻巣市における温室効果ガス（エネルギー起源）排出量の推移

出典：「自治体排出量カルテ」（環境省）



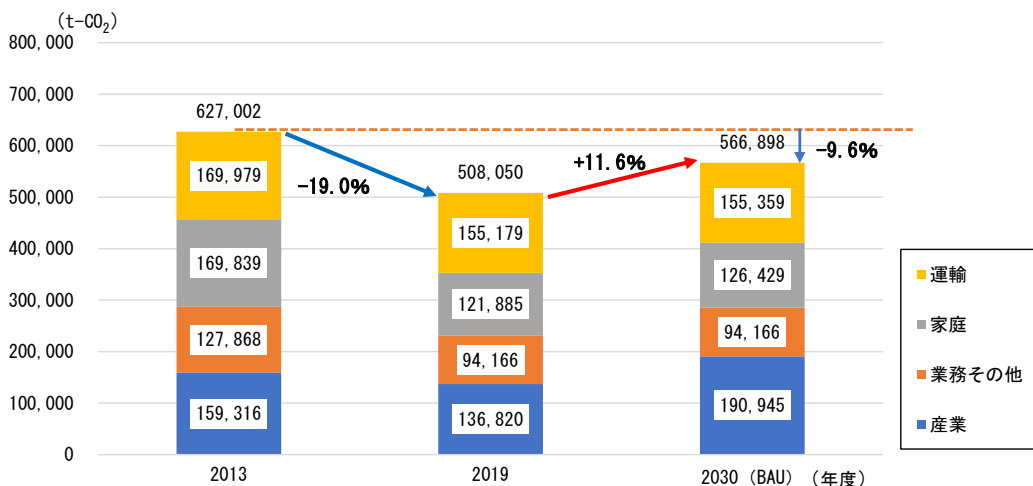
鴻巣市における令和元（2019）年度の
温室効果ガス（エネルギー起源）排出量の部門別割合

出典：「自治体排出量カルテ」（環境省）

2. 温室効果ガスの現状すう勢（BAU）

温室効果ガス排出量削減に関して、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の本市における将来の温室効果ガス排出量（現状すう勢排出量、以下「BAU 排出量」という）を推計すると、国の掲げた目標年度である令和12（2030）年度のBAU 排出量は、令和元（2019）年度と比較して11.6%の増加となる見込みです。

増加の要因として、主に活動量となる産業部門の製造業における製造品出荷額の増加や世帯数等の増加が見込まれることが考えられます。



温室効果ガスの現状すう勢（BAU）

第4章 計画全体の目標

1. 本計画の目標

(1) 目指すべき環境像（仮）

望ましい環境像は、前計画同様に第6次鴻巣市総合振興計画が掲げる「将来都市像」とし、地球温暖化対策の観点から望ましい環境像の実現に向けて施策を展開します。

望ましい環境像
「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」

(2) 対象とする温室効果ガス

前計画と同様に、国の地球温暖化対策計画が対象とする温室効果ガスのうち、地域から排出される温室効果ガスの9割以上を占めるエネルギー起源の CO₂ を対象とします。

(3) 削減目標

鴻巣市のゼロカーボン編で定める計画全体の総量削減目標は国の「地球温暖化対策計画¹」で定めるエネルギー起源 CO₂ の削減目標との整合を図り、以下の通りとします。

対象とする温室効果ガス	【基準年度】 平成 25 年度 (2013 年度)	【目標年度】 令和 12 年度 (2030 年度)	削減率
エネルギー起源 CO ₂	627,002 t-CO ₂	344,851 t-CO ₂	▲45%

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
	14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別				
産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

地球温暖化対策計画の温室効果ガスの削減目標

出典：「地球温暖化対策計画」（環境省）より一部編集

¹ 地球温暖化対策計画では、エネルギー起源 CO₂ 及びエネルギー起源 CO₂ 以外を含む温室効果ガス全体の排出量の削減目標を 46%に設定しています。

2. 再エネポテンシャルと削減ポテンシャル

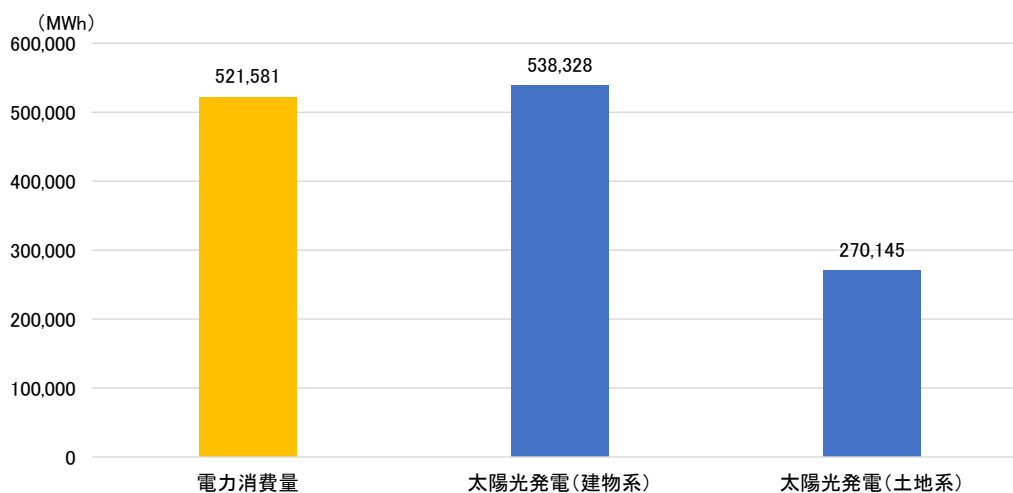
(1) 再エネポテンシャル

環境省の「REPOS 再生可能エネルギー情報提供システム」による、鴻巣市における再エネ導入ポテンシャルは、太陽光発電のみで最大 808,473MWh を有しています。また、令和元（2019）年度における鴻巣市の電力消費量と比較すると、ポテンシャルの発電量が電力消費量を上回っており、再生可能エネルギーの導入を促進させることが脱炭素化を実現させる鍵となると考えられます。ただし、本ポテンシャルは事業性を考慮しないポテンシャル量であることに留意が必要です。

再エネ施設の種類の種類	設備容量 [MW]	設備容量 [億MJ]	発電電力量 [MWh]	再エネ導入ポテンシャル [億MJ]
太陽光発電（建物系）	382	—	538,328	19
太陽光発電（土地系）	193	—	270,145	10
風力発電	0	—	0	0
中小水力発電	0	—	0	0
地熱発電	0	—	0	0
太陽熱	—	4	—	4
地中熱	—	44	—	44
合計	575	48	808,473	77

鴻巣市の再エネポテンシャル

出典：「REPOS 再生可能エネルギー情報提供システム」（環境省）より作成



電力消費量と再エネポテンシャル（太陽光発電）の比較

出典：「REPOS 再生可能エネルギー情報提供システム」（環境省）
「自治体排出量カルテ」（環境省）より作成

(2) 削減ポテンシャルの推計

アンケート結果による導入率も考慮して算出予定

第5章 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

1. 区域の各部門・分野での対策とそのための施策（仮）

鴻巣市では、自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の削減等のための施策を推進します。特に、地域の事業者・住民との協力・連携の確保に留意しつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギー等の最大限の導入・活用とともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることを目指します。

施策の方針 1. 再生可能エネルギーの導入促進

- 1-1. 再生可能エネルギーの導入促進
- 1-2. 再生可能エネルギーの利活用の促進

施策の方針 2. 省エネルギー対策の推進

- 2-1. 省エネルギー行動の推進
- 2-2. 省エネルギー設備の普及促進
- 2-2. 環境配慮型建築物の普及促進

施策の方針 3. 吸収源対策の推進

- 3-1. 緑化活動の推進
- 3-2. カーボンオフセットの検討

施策の方針 4. 地域環境の整備

- 4-1. 環境負荷の低い交通・運輸への転換促進
- 4-2. 自家用車使用に伴う環境負荷低減

施策の方針 5 循環型社会の形成

- 5-1. ごみの減量化の推進
- 5-2. 4R の促進
- 5-3. 未利用資源の利活用の推進

施策の方針 6. 気候変動への適応策の推進

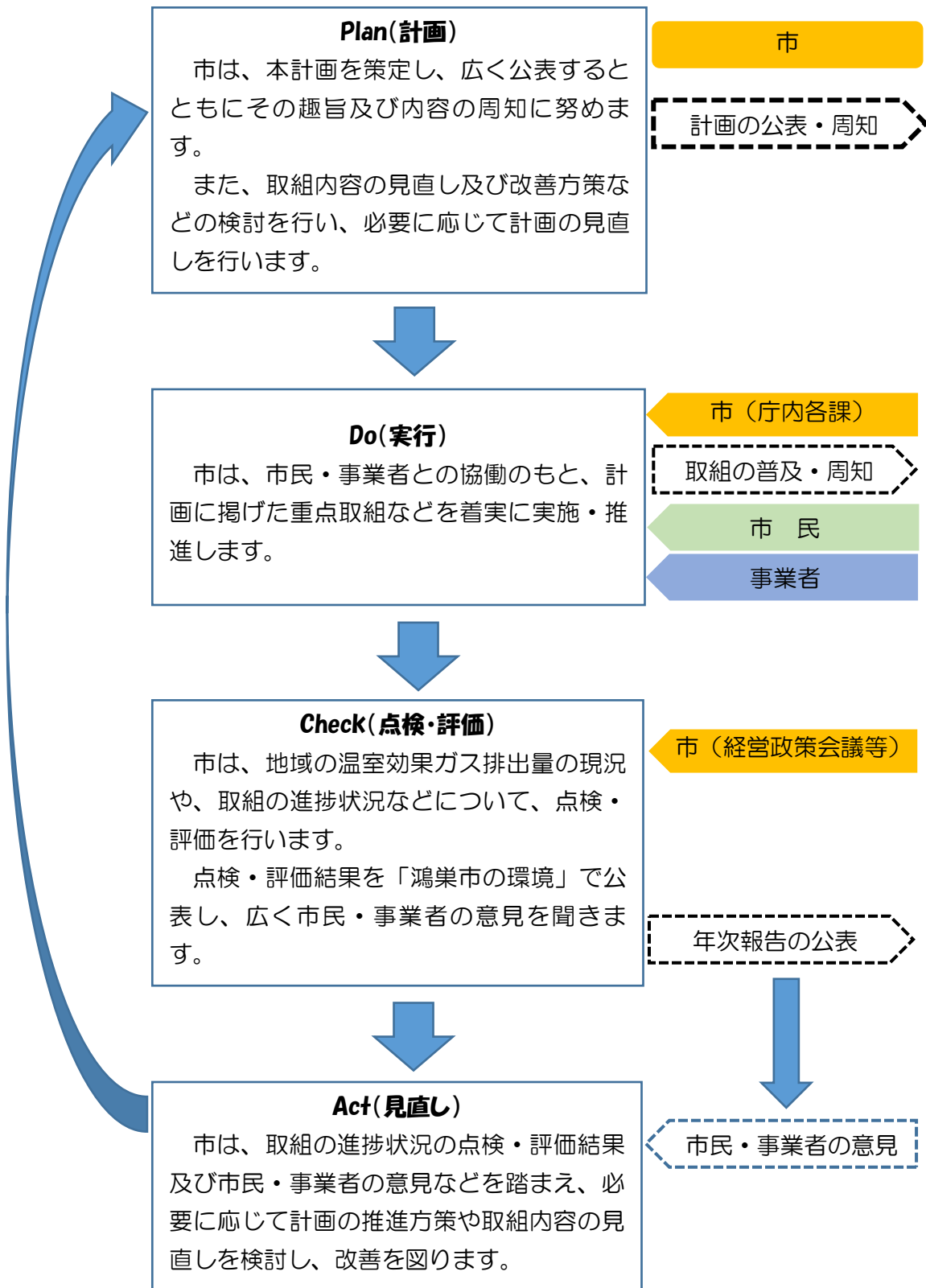
- 6-1. 熱中症対策の推進
- 6-2. 自然災害対応の強化

第6章 脱炭素ロードマップ

素案～計画案で施策がまとまり次第ロードマップを作成

第7章 推進体制・進捗管理

本計画はPDCAサイクルのもと取組の進捗管理を行います。



令和4年度第2回鴻巣市環境審議会
地球温暖化対策実行計画計画（区域施策編）骨子（案）に係る意見書

委員氏名： _____

- 1 骨子（案）について御意見をお伺いします。

- 2 脱炭素化に向けて、今後、どのような取組を推進したらよいか御意見をお伺いします。

- (1) 市民の取組

- (2) 事業者の取組

- (3) 市の取組

- 3 その他、本計画について御意見をお伺いします。

※ 令和4年12月2日（金）までに、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより環境課計画担当へ御提出ください。

お問い合わせ 鴻巣市環境経済部環境課計画担当
〒365-8601 鴻巣市中央1-1
TEL：048-541-1281 FAX：048-577-8462
E-mail：kankyo@city.kounosu.saitama.jp